

臨時休園等に伴うベビーシッター利用料金等助成申請書（保育園等用）

提出日 年 月 日

渋谷区長 殿

次のとおり、ベビーシッター利用料等を支払ったので、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用料金等助成実施要綱第8条の規定により、領収書、就労証明書、その他必要資料等を添付して助成金の申請をします。なお、申請に当たり、渋谷区が対象児童の入所、在籍状況等を確認すること、また、申請内容確認のため、利用事業者等へ照会することに同意します。また、申請に当たっての注意事項（3ページに記載）を確認し、全ての項目に同意の上で申請します。

申請者（保護者） 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

保育認定の有無 有 (短時間 ・ 標準時間) ・ 無 _____

- 保育認定がない場合 ※ 下記に記入の上、各月の利用時間（契約時間）数がわかる資料を添付してください。

最近の保育時間数 (年 月分 時間、 月分 時間、 月分 時間) _____

- 仕事を休むことが困難な状況について ※ 下記の該当するものに○をつけてください。

(保護者・氏名 _____)

- ・ 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難である。
- ・ 保育が必要な事由（妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等、災害復旧、求職活動、就学、育休中の利用等）に該当している。
- ・ その他 (_____)

(保護者・氏名 _____)

- ・ 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難である。
- ・ 保育が必要な事由（妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等、災害復旧、求職活動、就学、育休中の利用等）に該当している。
- ・ その他 (_____)

1 対象児童

ふりがな		生年月日	年 月 日
児童氏名			
在園施設名	(歳児クラス)		
施設所在地			
施設連絡先	電話番号 ()		
臨時休園	月 日から 月 日まで臨時休園している。		
保育の縮小	月 日から保育提供の縮小 () をしている。		

2 利用した事業者等の名称・内容等

利用事業者	利用月日	利用時間	実績時間	申請時間 (保育短時間認定：1日8時間まで、保育標準時間認定：1日11時間まで)	交通費 (ベビーシッターが児童の居宅まで通うために要するもの)	*渋谷区 記入欄 (記入しないでください)
事業者名	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
所在地	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
電話番号 ()	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
	月 日 ()	: ~ :	時間 分	時間 分	円	
利用に要した費用 (入会金、年会費、登録料等は除く。)			実績時間合計	①申請時間合計 (1時間未満は切り捨て)	円	合計 ③
助成対象となる利用に要した費用 *渋谷区記入欄 (記入しないでください)			時間 分	時間	円	

①申請時間合計は、保育短時間認定＝上限160時間
保育標準時間認定＝上限220時間

3 申請金額

(1) 利用料金

1時間あたり2,250円と、事業者を支払った1時間当たりの額から150円を控除した額の
いずれか少ない額× ①申請時間合計

1時間あたり _____ 円 × 申請時間合計 _____ 時間 (1時間未満は切り捨て)

1時間あたり _____ 円 × 申請時間合計 _____ 時間 (1時間未満は切り捨て)

= _____ 円 ②

(2) 交通費

※助成上限額：児童一人当たり月額20,000円 ベビーシッターが児童の居宅まで通うために要するもの

_____ 月分 _____ 円 ③

申請金額 ②+③ = _____ 円

次ページに記載している<記入上の注意点>及び<申請に当たっての注意事項>をご確認の上、申請してください。

<記入上の注意点>

- 保護者全員がベビーシッターの利用日に就労している又は妊娠、出産、疾病、障害、介護、看護等の理由で自ら保育をすることができないことが必須です。
 - ・保護者全員分の就労を証明する就労証明書を添付してください。
- 入会金、会費、キャンセル料、保険料、マッチングサイトの利用手数料、物品購入等のサービス提供に付随する料金は助成対象外です。
 - ・事業者の領収書及び利用明細書等の写し（利用日、利用時間及び利用料金のわかるもの）を添付してください。
- 1日の利用助成時間は、保育短時間認定（相当）は8時間まで、保育標準時間認定は11時間までとします。
- 1月の利用助成時間は、保育短時間認定（相当）は160時間まで、保育標準時間認定は220時間までとします。
- 算定の結果、助成額が助成対象となる利用に要した費用を上回る場合は、助成対象となる利用に要した費用を限度として助成します。
- きょうだい利用をする場合の助成対象経費について
 - ・助成申請書は児童ごとに作成してください。対象児童が就学児の場合は申請様式が異なります。
 - ・利用料金が一括になっている場合は、その金額を利用した児童数で割って1人当たりの利用料金を算出してください（1円未満の端数が生じる場合は、いずれか1人の児童の利用料金を切り上げ、残りの児童の利用料金を算出してください。）。
 - ・交通費についても、利用した児童数で割って1人当たりの交通費を算出してください（1円未満の端数が生じる場合は、いずれか1人の児童の利用料金を切り上げ、残りの児童の利用料金を算出してください。）。

<申請に当たっての注意事項>

(1)助成金の返還

申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合、既に交付を受けた助成金は返還しなければなりません。

(2)違約加算金

(1)により助成金の返還を求められた場合は、その請求に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額に年10.95パーセントの割合を乗じた額(100円未満切捨)を違約加算金として納付しなければなりません。違約加算金の納付を行う場合において、返還を求められた助成金の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る違約加算金の計算の基礎となるべき助成金額は、その納付金額を控除した額とします。

(3)延滞金

(1)により助成金の返還を求められたにもかかわらずこれを返還期限までに返還しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年10.95パーセントの割合を乗じた額(100円未満切捨)を延滞金として納付しなければなりません。延滞金の納付を行う場合において、返還を求められた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。